

返戻金制度

有料職業紹介事業における手数料の返戻金制度について、当社の紹介により就業した者が入社後短期間で、本人の都合による退職、あるいは本人の責に基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返戻いたします。

記

紹介者が入社後 1 カ月以内に離職した場合	80%
紹介者が入社後 1 カ月を超え、3 カ月以内に離職した場合	50%
紹介者が入社後 3 カ月を超え、6 カ月以内に離職した場合	20%

以上の割合に応じて徴収した手数料より返戻いたします。

また以下の場合、返戻金制度は適用されません。

- 紹介予定派遣など派遣先(求人者)で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合
- 求人者の責による退職・解雇
- 求職者の死亡、天災など、不測の事態による退職

以上

株式会社 K I C フロンティア
福岡県飯塚市幸袋 4 7 1 番地 1
許可番号：40-ユ-301271